隆聖御消息について

松本日宗

日隆聖人の御消息はきわめて少い、真蹟では本能寺に二通、

一、日隆、妙本寺と問答遊ばされし状

一、興法院御消息

本興寺に一通、

一、おふかたどの御消息

写本中に筆者が発見したもの二通

一、好学院御返事

一、本能寺殿御消息

天和事件で幕府に没収せられたが、写本〝松葉記〟（株橋先生蔵）中に載せられてある。

一、定林坊御消息

である。書翰はその人の人格や性情の陰影をはっきり浮び上らせるもので人物研究には欠くことのできぬものである。今、小い篇数ながらこれによって、隆聖の御人となりの一面を拝察したいと思う。

◇

日隆、妙本寺と問答遊ばされ状

態、状を進候、妙本寺よりの法門の条目見申シ候、先両師ト愚僧トノ起請文之事ハ本迹ノ法門ノ事ニテハ候ハズ、先年日霽聖人の化儀之事に捨て候を、以後本迹の法門を尋極て、代々就中日霽聖人の御筆ハ本迹之法門に無悞御座候之間、化儀の事ハ如何様にも御座候へ、化法之本迹之法門肝要之宗旨にて候とて、先ツちミ殿に対して捨申したるを悔ヒ帰すにて、化儀之一段斗をさんげきふく申したる起請文にて候、軈、本迹之法理御悞候之由申て、ちミ殿とは中を違ヒ申て日霽聚人をば血脈につけ申候、

仍、其後五条之寺より本応寺へかかり本迹之法門申され候ひし時、愚僧罷出候、其時之法門ハ条目多は沙汰なく候、本迹勝劣と申ス法門にて候之間、愚僧ハ治病抄之本迹之事理之三千、天地水火の文を出し候之時、其迹門の理の三千と云フは非二法華経には一、天台宗止観之事也と会通する処を愚僧会通する時、次上に法華経の本迹二門と標釈して結文に本迹事理之三千と結して御座候間、一経之内の迹門の事也と申スを、聞も不入、声を高ウして罷立候之間、愚僧高声に、難勢を会通せずして罷立ツは負の条勿論也と申せども、声を高ウしてまぎらかして罷立ちて候、以後日道に申し候へば会通更々ちがわざるよし被仰候き、此二ケ条においては法華経中三宝殊には本門本尊釈迦多宝上行等、鬼母十女番神日蓮大士等之御罰を罷蒙候ハんするに更々非二虚言一候、此段御得心あるべく候、恐々謹言

霜月十二日　　（花押切取り）

好学院進上

彼方に、申さぬ法門を申たるよしを記して候を、後に見て候へバ、悉ク如二誓文一空言にて候、只治病抄之難を彼が

不二念通一して罷立たる一段までにて候、後代のために正直に以二誓文を一申候、此段にて披露あるべく候

この御消息は筆蹟内容ともに、御真筆に疑無いと思われるが、何故か御署名も花押も切り取られその上表装もせられず大そう御粗末な扱を受けている。それは隆祖が妙本寺へ起請文を出されたことを自分で認められている点を昔から気に入らぬ人々があつたに由るかに考えられるから此の点に考察を加えたい。此の御消息に付て、両山歴譜(尼山本)宝徳三年の条に

本能寺日信上人ヨリ書ヲ以テ師ト妙顕寺トノ問条ノ旨ヲ告グ又三師起請文ノ実否ヲ問尋ス師乃返書ニ委ク記シテ送レリ云云

と書かれてあるが、その系年を宝徳三年としたことに筆者は疑義をもち宝徳二年以前であると考察するが、今は且く之をおく、

宛名の人、好学院は隆門六老の随一で、老と言う名がそぐわぬ程、即ち宝徳三年（一四五〇）師命で廿九才で本能寺貫首となり、新興教団のはげしい弘通戦の陣頭指揮をとり在位六年、康正元年（一四五五）五月一日、三十四才で遷化せられている。恐くは過労であろう。

三師の起請文のことは此の消息がすでに認めているところである上に、之と符節を合し事実を裏付けする文書が存在した。それは同じく隆師の直弟、常住院日学上人の筆になる妙蓮寺本能寺両門和合決である。

〃因に学師は伝によれば妙蓮寺日忠聖人の俗兄で、今出川菊亭家の公子、幼にして三井園城寺で出家修学し、後に隆祖に帰したと伝えられる。教学上の著書は残つていないが、その筆になる隆師三七日忌法則と此の両門和合決とそれを契機として妙蓮、本能両寺を和合せしめた功業は認められるべきで、殊に此の両書があるおかげで、我等が

隆聖御消息について

隆祖の日常の御行持、徳行がうかがい得られ、隆祖が教学一辺倒の学究でなく八面玲瓏の全人あることを知るを得るのである〃

全文中、起請文提出の前後と、それを為さざるを得なかつた事由を述べられている箇所を引証するが、その前に一寸、この和合決の書かれた事由を述べなくてはならぬ。

存道隆三師と共に妙本寺を出寺して遂に復帰せず像師の遺跡妙蓮寺を再興していた硬骨僧、佛性院日慶聖人一派の人々に対し、隆祖は、存道両師が法華宗化儀化法再興の恩人で殊に妙蓮寺発展の基礎的法財両面の大功労ある人である点を七ケ条強調して

妙蓮寺内証相承血脈次第条目之事

を製し、永享元年（一四二九）十月廿三日、妙蓮寺に提出した。此年は隆師四十五才、本応寺の第二建立、四帖抄の述作など、油ののりきつた時代で、その文章の明快犀利、論鋒の峻烈の上に情理をつくして一読胸のすく名文であるが、これ又本書を失して写本のみしかない。閑話休題、ところが蓮山は之の申出を拒否して両寺は断交、遂に五十五年間不通になつた、ところが妙蓮寺忠師と本能寺学師は兄弟どうしでお互に学匠でその上近くに居るからどうしても往来しないわけにゆかぬ、その度お互に一山の衆目が快くないので、兄弟対談してその和合をはかり、それを文章にまとめて妙蓮寺貫首日応僧正の覧に入れようと計画したのが和合決であるが、その冒頭に三師の起請文を取り上げて

難シテ云ク、存道隆之三僧被レ捧ニ誓状ヲ具覚和尚ニ其趣云ク

今般ノ御勘気預ニ恩免ニ者自今已後不レ可レ登高座ニ不レ可レ居ニ衆頭ニ云云―已下読下シトス―

若シ此三僧ヲ以テ歴祖ノ位ニ備ヘ者冥慮其ノ恐有リ如何。

答テ云、爾時ノ誓文ニ違背スルノ人若シ冥慮ニ乖カバ貴寺之登高座ノ尊宿、詎カ其ノ科ヲ遁レン、所以者何ン、貴寺之尊宿ト我カ三師ト共ニ具覚勘気ノ赦免ヲ望ミ彼ノ誓状ヲ捧ケラル、若シ尊宿等ノ禍条決定セバ貴門一同之与同罪何ゾ又免レン耶。所詮、法理ニ依テ具覚門下之称ヲ棄捐セラルルハ争カ冥鑒之恐有ン、其上誓状之計略ヲ尋ヌレバ最モ深志有リ、所謂存道両公並ニ与同之僧侶、妙本寺上人具覚和尚之法理之乱衰ヲ嘆キ、十余条ノ諫鼓ヲ鳴スト雖モ都テ微望ヲ達セズ剰ヘ讒臣之謗ヲ蒙ル、是故ニ一味之衆徒等夷斉之感ヲ含ミテ四維ニ徘徊シ、啼財之風ヲ守テ八荒ニ問訊ス、果テハ越州ノ本成寺ニ到リ日陣和尚ニ謁シテ初テ宗門ノ枢鍵ヲ探リ細カニ本法ノ奇密ヲ聞テ数々猶予之心ヲ躰シ聊カ求法之志ヲ屈ス、于嵗（トキニ）賢哲等同ジク彼ノ十余条之諫状ヲ惟念スルニ但ダ専ラ化儀之乱ヲ嘆クノミニシテ全ク化法ノ癈レヲ起スニ非ズ、若カジ、本師ノ恩免ヲ望ミテ方ニ我家之法灯ヲ挑ゲンニワト、爰ノ故ニ彼ノ誓状ヲ捧ゲテ師弟再会之志ヲ逐ゲ然シテ後ニ具覚之俗弟具円大徳ヲ請ヒ上ゲテ本能寺ノ法頭ニ崇重ス。

此ノ賢臣等ハ謙下シテ末席ニ居シ盛ニ求得之法味ヲ弘ム、然レバ則チ門下ノ緇素普ク其ノ弘法ニ帰ス、是レ豈ニ堅ク誓状ノ旨ヲ守ラルルニ非ズヤ、詎（タレ）カ押ヘテ胡乱ノ貶リヲ成サン、然リト雖モ日存日道下世以後貫首並ニ衆徒正道ニ背テ邪路ニ向フ、其ノ時胡ンゾ彼ノ誓状ノ変改ヲ怖レテ此ノ悪趣ノ因縁ニ与セン乎、須ク以テ閉眼シテ佛意ヲ穿鑿セヨ、縦ヒ吹毛ノ人有リト雖モ全ク其ノ瑕瑾ヲ得可カラザル歟

と述べて内容は全く御消息と一致している。双方を併せて読むと、全く隆祖の御行動が第一法門の純粋を守ること、第二に師を捨てぬこと、第三に最後の最後まで像師の捨身建立の法城—これは全く文字通りの法城で一つまちがえば直に叡山などから焼打せられるので、守るのも命がけである—を守り、蓮朗の法水を浄めるために自分の面子などかえり見られなかつた護法一途の御態度が伺われ、起請文は少しも宗門の汚点でなく却つて美点であることがうなづけ

るであろう。

◇

因みに、以上和合決の文だけでは、三師の行動は陣師の指示にのみよる如くに見えるが決してそうではなく、次に〝それでは何故陣師を血脈に列ねないか〟の問に対して其後の事情と、陣師の法門は本迹勝劣だとは言うものの児戯に等しいもので、事理の一念三千の文義、八品と一品二半の所解、玄義之五重、種等之三益之所判等は宗旨の皮肉にも及ばず何ぞ本化の骨髄に徹せんや、だから相承の師としないと断つている。此の文の詮ではないが誤解を防ぐために蛇足を加えておく。

◇

次に興法院御消息で

如レ仰此程者諸事取散候て無音背ニ本意一候、随而寺家之公事辺取納候事なによりも目度度候、就中法談（論！）之子細今度こそうけ給候へ、おどろき入候、心ざしはありがたく候へども、いにしゑといまとそのごとく大粗かわり候歟、向後ハ一寺之僧衆旦方談合にて佛法のたほれぬようにれうけん候ハバ可レ然候、委細をば此使そう申候、年内は余日なく候、明春には早々にまいり相大慶申可談候　恐々謹言

極月八日　日隆　花押

興法院御返事

此の御消息は大変難読であつて、私の拝読したのは〝法談之子細〟の談は〝論〟とも読み取れたと記憶するが、論なれば門家の誰れかが他門と法論を行い。それに就て隆祖が、弘法の志はよいが今は昔と違うから法論を固執すること

はない、これからは寺の僧と旦方がよく協議して、佛法のたおれぬように考えられたがよろしかろうの意味と解せられる。隆祖の弘通方式が法論問答をどのように扱われたかは後の御消息と相まつて伺われる。類文が以下に出てくるから読み合され度い。

◇

おふかたとの御消息

なにより〳〵ありがたくめでたく思ひ候それにつき候てはいまのしふん御とりみだしのおりふしに、いんしんたるの御しろまて三すしおくり〳〵給候うへ、へつに一ゆひ給候、しふんからいたみ入まいらせ候へとも、しんせおそろしく思ひ候、いつも御ねんごろの御いんしんなにより〳〵ありかたくめでたくよろこび入候恐々謹言

あなかしく　　日隆　花押

おふかたどの　へ申させ給へ

此の御消息は現在本興寺宝蔵にあるが天和（一六八一）頃には本能寺の宝物であつた。

おうかたとのは地位ある人の奥方夫人の一般称呼であるから誰人なるや判明しない、時節柄混乱の時にいんしん（音信）のしるしに、三すじ（多分帯と思われる）と別に銭を一結ひ（百文）おくられた御返事で、取り立て、の記述はないが次下の〝しんせ（信施）おそろしく思ひ候〟の御文は隆祖が布施に対していかに敬虔厳粛に考え扱われていたかを知るものである。次下に紹介する〝本能寺殿御消息にも〝施おそろしく候〟の類語があるのと見合せて考えたい。

〝信施恐ろし〟とは〝信施不消の罪報が恐ろしい〟と言う意味で、信施とは信心の施主が浄心をもつて財物を三宝に喜捨する行為であつて施を行ずる者は、疏ノ八に慳貪を破し、菩提を荘厳し、自利々他あり、後生に大尊貴饒財四事

隆聖御消息について

（衣服・臥具・飲食・湯薬）の報を得るとせられる。しかしその受施者即ち比丘比丘尼がその施の本来の意義・佛法護持の目的を外して自己の慾望のために使うと信施不消の罪を得て、施者の功徳とアベコベの罪報に苦しまねばならぬから、信施はつつしむべくおそるべき物として自戒誡他せられたものと思われることは

御聖教弘経抄　隆全一―一四三

末代は信心の比丘なり、自身の為には固く財宝を惜しめども佛法の為には更に身命財を惜しまざるは末世相応信心の大比丘なり

と仰せられてあることと照し合せて、隆祖の清貧簡素の御生活と初期隆門教団の風光がうかがえる文章である。

◇

次に紹介する二つの消息は、徳川末期の門流の写本中から発見したもので著書も筆記者も不明であるが、その時代に門僧の誰れでもが知らねばならぬことの便覧として一般に展転写伝してきた本の一冊らしい、内容は分散記、諸寺の起請文、隆祖信心法度十三ヶ条、隆師御消息二通、妙蓮寺内証血脈、妙蓮寺祖師次第、法華本門伝来血脈相承、本能寺七ヶ条法度、隆師未来遺言之事、隆師修行心地御聖教事、五山之次第、両山堂塔建立年次、日潤日就問答、日進日運問答、両山堂宇と塔中子院名数、全国両山末寺、不受不施許可、桃井直常、切支丹天草騒動、要法寺一件などが書き入れられている。

〝宗徒必携〟とも云うべき往来の写本であつて文献として価値は高くないが、その時代に誰しもが真の消息として認めている点と、その文気文格用語などの点から、現在真蹟の所在有無は判らないが隆祖の御消息として取扱つても不可はないと考えられる。

◇

好学院御返事

御状委細拝見仕候、抑々京都之法事何より目出度候、これの方は十三日四五日も無三子細一候、御心易思召へく候、又重宝の豆飴送り賜り候、何より近頃執着に候、此間京都学問繁昌之由承り心肝にそみ難有候、愚僧が思出悉極、弥々談義法談御興行候はばこれに過たる現当の思出御座有ましく候

十月十日　　恐惶謹言

日隆　在御判

好学院　御返事

年号は無いが宝徳二年と推定し得る、なぜなれば京都の本能寺から宗祖御正当会に出席の御都合を照会された状への御返事である。

現在能山に格護されている宝徳二年十月十三日の〃本能寺常住御本尊〃は此時に御認め遊ばされたのであろう。そして直後に、好学院信師に本能寺貫首職を禅られたのである。何故なれば信師宛の御消息で現存三通の内、二通は宛名が好学院、一通は本能寺殿となつている。これは隆祖の御性格の〃律儀さ〃〃折り目の正しさ〃をあらわすものと考える。即ち本能寺貫首職となれば御弟子であつてもその好学院の称号を改めて本能寺殿と敬称せられたのであろう。依てかえり見れば〃日隆妙本寺と問答遊ばされ状〃を両山入歴譜（尼山本）に誰人かが宝徳三年と系年してあるのは一考の余地あるやに思われる。

此の御消息で伺えることは、我々は従来口僻に尼を学問所京を弘通所として建立せられたと伝えて来たが、京本能

隆聖御消息について

寺にも学問所があつて大そう盛大であつた点（これは次に出す本能寺殿御消息にも見えている）と談義＝教学研究＝と法談＝弘通布教＝が隆祖が〝心肝にそみ難有候、禺僧が思出悉極〟現当の思出とまで最上級の御用語で強調せられていることである。ちなみに隆祖が執着とまで御好きであつた豆飴は大豆を煎つて飴で固めたものである。

◇

本能寺殿御消息

御文委細承候、仍て一夏の弘通被勤候、自レ何難有候、次に宗論の事、此方よりつよく催促申事はゆめ〳〵有間布事かと存候。

此の侭法門なくして候はば早や此方の勝なるにて候、能々可有談合候、次に真如院方より本迹の法門の事目出度候、然るに月水抄出して二門得道の証とし候はば寿量品の得道は上行以レ要付属候て衆生に授玉へば得道の法に候、寿量品の如く又方便品にても上行付属有りてその法を我等衆生に授け玉ふ経文有候歟と、迹門に妙法蓮華経は有れとも上行の手に不レ渡によりて正像の機共熟益とは成とも下種とは不レ成と諸御抄の大網也、又方便品の実相三諦に国土妙明し陰生土の三千整束して明レ之やと、諸御抄には不明と判玉う、何を以てか成佛の法とせん耶と、此筋を稽古思案可有候、詮要は迹門は上行等の御手に不レ渡候間、上行付属無レ之故に末代の為には無得道の法と云事詮要に候其にて能く能く可レ有二思案一候、又迹門開権顕実の上に約して開近顕遠有つて、本迹の実相に勝劣ある事、文句一の始に候、慶蔵坊に申含て候、能々夫にて談合可レ有候、

大事の法門とも有は我に諍ふ者に申聞せん事は更に非二本意一候、正林坊帰入候、能々可二思案ある一候、又此度態と人を給候、永物三連、せ施をそろ布候、如何すすしくなり候て急度上り御申語申存候、精進院其にて病候なる痛入

候、何能候へば何より〳〵うれ布候、乗レ興て歌ともなり候、自レ其りも御喜にて玉はり候へと、
相構々々、夏過候とも無二懈怠一　毎日談義法談候て、児（ちご）新発意（しんぽつち）若き僧に学問させらるへく候。
相構々々学問者を、いかにもほんそう賞翫有へく候　　恐惶謹言
七月十八日　　日隆　花押
本能寺殿　御返事

此の御消息の年次は信師が貫首御就任後、登師が本興寺貫首御就任までの間、即ち宝徳二年（一四五〇）から享徳元年（一四五二）の間と考えられる、消息の中心は、真如院師が一致派の誰かと本迹勝劣の問答を行つたに対して法門上の指示を与えられたものであるが、その前と後の短い文章から推察せられると、本能寺にも談義所（教校）があつて信師が一夏（開講中九十日間）の指導教授をねぎらわれたことや、当時能山でもどこかと宗論中であつたらしいが、それに対し隆祖が指示を与えて、こちらから強く宗論開始を催促などは決してしてはいけない、此の侭放つておけば不戦勝になるのだからと御指示を与えていられることが伺え、前掲の興法院御消息と見合せて隆祖が無用無益な問答を好まれなかつた事が伺えられる。これは妙満寺日什や本法寺日親その他の他門の貫首級が安国論の焼直しで象徴的存在である朝廷やロボット化した将軍に国主諫暁を行つているに対し隆祖は決してそうした事を遊ばされなかつた事などから隆祖の教団は非折伏的、隆祖は書斉派の学究であつたかの誤解も出ているが決して天奏・国諫等の弘通を否定せられたのではない。御聖教本門弘経抄〃隆全七の五〇三〃で

末法は逆縁を以て弘経の大旨と為す、故に愚者王者を以て正意と為す、されば信心の僧俗天奏に至つて難に遭い王

難を蒙り、題目修行を致して毒鼓の縁を結び刀杖を加へらるる愚者逆化を以て本意となす。是れ即ち不軽の弘経なり

と仰せられている。隆祖は名ある武将の血統であるから、法戦の進退かけ引をよく心得られて弘通のエネルギーを有効に使われたと考えられるのであろう。

また〃大事の法門ともあれば我に諍う者に申聞せんことは、本意でないと法門を敵に対して軽々しく口外することを防がれてあり、又〃永物三連〃は当時の通貨、民の永楽通宝、一連が百文で、ここで又〃施〃がおそろしいと書かれているのは、おうかた殿御消息と相通じるものである。

なお此の御消息で精進院日登上人が京都で発病せられ、それを隆祖が御心痛あらせられたことが伺える。登師は信師と共に存道両師の院号をそのまま許された程の御方で隆祖の最も信頼重視された股肱で、過労病苦をおして布教を強行しておられたが、京洛の猛暑で本能寺で倒れられたものと思われる。それを御心痛せられつつも気分転換を試みられて乗興の歌などができている。そちら精進院からも病気がよくなり喜んで歌を下さいと伝えよ、と書かれている師弟間のシャ脱な情趣が伺えるが、更に最後に押えとして、〃夏〃すなわち開講期間がすんでも懈怠なく毎日教義論談をやらせて、児（得度以前の少年）や新発意（得度早々の者）若い僧に学問をさせよ、相かまえて〳〵くれぐれも学問する者をいかにも、特に他と異つて、ほんそう（本ぞんから転化して、本尊の如く大切に崇めるの意味の時代語）賞翫せよと結ばれてある。

◇

松葉記所載の定林坊御消息

まづ松葉記とは、天和事件

＝その梗概は延宝元年（一六七二）頃から従来の慣行であつた能興両寺一寺の制…末寺を能興両山が一寺として支配して来た…を、両山を分離末寺を分割しようと、本興寺の役僧達が画策して門末に働きかけ、京都から北国の末寺は本能寺、京都から西南国の末寺は本興寺に所属せしめようと一方的に取りきめたので、能山側が驚いて和解工作をしたが話にならず遂に紛争は天和二年（一六八二）の春、江戸寺社奉行の裁判に持ちこまれて両山の代表が奉行所で対決十数回、事件はようやく十月の終に能山側の勝訴となつた宗門の大事件である。

その事件の詳細を直接関係者の一人、能山の正教坊日意が記録したもので、松葉記とは松葉が二葉ならんで離れないのに因んだのであろう。此書は、宝永四年源妙院日遣が能山の什物として寄進したが、何者かの手で寺外に持ち出され、能山旦家の書肆竹僊堂主人が古本屋で発見して株橋能化に呈したものである。まづ本文は

態人を遣し候、随て愚僧今朝をも不知事に候程に、此近年は弘通ののぞみにて候、京都此辺をも此弘通の勧進をいたし候、

其弘通所可然在所と聞及候、久遠寺の事ハ余に人とおに候へば、為弘通には早々に吉日をもつて教妙様旦方中談合にて本要寺へうつり談義法談せられ候はば、自何々々目出たかるべく候、久遠寺の事は惣衆中と相談合にて自其あいはからわれ候て、留主一人被申付候て可然様に寺家をは申付られ月に二三度罷出説道せらるへく候、加様に申候も本尊御影も御照覧候へ、私を不存佛法繁昌の様を思案して申候、相構々々無等閑彼此の佛法を被取立候はば自何々々目出度かるへく候。

以次申候、諸末寺の事をは京より北国をば悉京都本能寺之末寺に定置候、京都南西国をば悉尼崎本興寺之末寺と定

隆聖御消息について

おき候、是も日道の遺言にまかせてあておこない候、是本尊御影も御罰候へ、更に私之儀にあらず候、今度僧衆旦方信心決定のためにて候、如何にも信心をおこし私をすててはしりまはり弘通候はば是に過たる現当二世の大慶是にすくべからず候　恐々謹言

十一月一日　日隆　在御判

定林坊　進之

僧衆中

（此本紙本興寺在之）

扨、私は此の御消息が、能山側から偽作として否定証言せられ、それを寺社奉行が採用した経過を簡単に述べて、次に能山証言の正否を検討し此の御消息が真もの（真筆ではないが）であつたのではないかと推理したい。

◇

第一回の対決で奉行は此の御消息を能山側に示して真偽をたしかめさせた、能山側の日玄上人と役者は長い間かかつて熟見して

「筆跡と署名は真筆でないが花押は真筆」

であると証言した、次に奉行は能山側に、隆祖の真筆を出せとのことで、常住御本尊とおうかた殿御消息が出された、奉行は本尊は問題にせず、おうかた殿御消息とよく見合せた＝能山側の証言を奉行も認めたのであろう＝、第二回の対決の場合も、代筆真判をくり返し証言している。而るにその後、能山側は方針をかえて上申書を提出して、本御消息の内容の点から偽作であると言い出している。それは三ケ条から成つていて

一、本興寺建立は応永廿七年（一四二〇）、日道の遷化は応永三十一年（一四二四）、本能寺建立は永享五年（一四三三）であつて、日道生存中は本能寺は存在せぬ、自分の死後十年後に建つた寺の名を出し末寺分などは、あるまじき事である。

二、本消息では京都西南（卅六ヶ国）は尼末、北（六ヶ国）は能末と分けているが、しからば東国廿三ヶ国はどこへつくか？合点がまいらぬ。

三、末寺分の如き重大な問題は、次でを以て定林坊如き個人に言べき事ではない。そんな重大問題が両山の式目にない事が偽作の証拠

と言つたもので、之は充分に奉行を納得させて次回の対決で尼山の回答が要求された。此の質問書も内容は実に愚劣きわまるものであるが、又尼山役僧の答弁たるやそれに輪をかけた出たらめ極るものである。即ちその答は

一、日道と日隆は師弟の間柄での話で、いずれ京都にも本山は要るだろうから、建つた暁には寺号は本能寺、末寺はコレ〳〵と生前相談していた。

二、東国を除いたのは東国には岡宮光長寺と言う本山があるからそれに遠慮したまでの話

と言つた無邪気な答弁で、奉行からその証拠はと問われて、証拠はないが言伝えだと答え誰れの言伝えだと問われるとそれは判りませんと答える仕末で、奉行が笑い出して〝それではラチのあかぬ話〟といつたものであつたが此の偽作説が尼山側の死命を制して、判決の主理由となり、遂に尼山役僧四人は武蔵・山城・摂津三ヶ国追放となり、此の御消息は返還せられず幕府に没収せられた。

◇

隆聖御消息について

隆聖御消息について

私が本消息が真筆ならずとも真書であつたであろうと推理できる理由は

第一、両山分離紛争が起きた後に尼山側が偽作したものでない事は、幕府へ証拠として呈出でき得る程に古色を帯びていたであろうこと。

第二、本事件で尼山の先住であり乍ら役僧の策動に反対して能山と同調した日深上人が、本御消息の改装の裏に極めを書いている事。

第三、御消息の代筆は十分にあり得ることで、宝徳二年の隆祖未来遺言の事は本興寺貫首の選出様式を指示された重大な御書が代筆であるし又、寛正四年の本能寺法度もこれまた御代筆である。代筆でも花押が本物であれば認められ得る。

第四、内容が久遠寺の弘通のあり方を指示されたもので、出て来る個有名詞や事柄など偽作ではこううまく出来るものでない。

第五、消息文中、〃惣ノ衆中〃〃あておこなう〃と言う語は徳川しかも天和頃にはすでに使われていない語である。即ち〃惣〃とは鎌倉末期から足利時代へかけて郷村で発達した自治組織（農民の共同生活防衛体制）であつて、郷村に於ては〃惣〃の承認なくしてはほとんど何事をもなし得なかつた程強力なものであつた。寺のことも惣の承認なくしては行い得なかつた当時の民情を物語るもので、偽作では思いもつかぬことであるし、又〃あておこなう〃は又此の時代に領地や手当などを給附する意味の語であるが天和頃には使われない、等の点から考えて、本消息を真物と思いたい、更に本能寺側の提示した偽作説は、

一、は史実に反する、即ち本能寺は応永廿二年（一四一五）に本応寺としての第一建立、永享元年（一四二九）に

第二建立として既に建立されて居り、本能寺と改称したのは永享五年（一四三三）であるから、道師在世中、本能寺の実体は存在したのである。

二、は隆祖当時、東国に両山末は一ヶ寺も存在せず、従つて分けるにも分け様がないのである。

三の点は両寺一寺としての支配体制がいつ頃発生したかの史的論証が、まだ史料未整理で研究未熟で何とも言えないが、此の裁判でも能山側の提出した両寺一寺末寺共同支配の証文は一つも採用されていない事を附記しておく

要するに、定林坊御消息が偽作として姿を消し、今日からみれば控訴上告に価する判決が下された根拠が全く史的無智によるナンセンスな証言であつたことは笑えないことである。

◇

定林坊御消息は代筆であり、又法廷で匆々の間に正教坊が転写したらしいので、文章の始末が隆祖の御口吻をそのまま伝えるものとは為し難く、少したど〳〵しい点は認めるが全体として、臨終只今を念頭に置かれて、しかもなお烈々たる弘通の意慾の旺盛なる、弘通に至便で人の集りやすい所へ布教の根拠を移せよとの指令は隆祖の御主張と合致し、更に弘通の為に私を捨て走り廻る事を現当二世の大慶とせられた点、その上用語二個などから推して真書と取扱つて差支えなきかと思われるのである。

◇

第五百遠忌に当り御紹介できた、隆祖の数少い御消息が、いづれも皆、興学、布教、道念行持について御教示遊ばされたものであることを感銘すると同時に、文中の失語、誤りに付て御叱正を乞う次第です。